

2024年1月17日

興能信用金庫

「令和6年能登半島地震に被災された  
住宅ローンご利用者に対する特約期間終了時の手続きについて」

この度の地震で被災された皆様ならびにご家族の皆様には心よりお見舞い申し上げます。当金庫では、能登半島地震により被災された方で、住宅ローン特約期間終了に伴う所定の手続きができないお客様に限り、前回と同条件の適用期間と適用金利にて更新手続きをさせていただきます。

尚、更新手続きに係る費用はございません。

【所定の手続きができない場合】

1. 遠方に避難し、当金庫に連絡ができない
2. 実印を紛失や印鑑証明書の発行ができない